

## 職員表彰規程

制定 平成24年 3月27日

改正 平成25年 6月20日

平成27年12月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、職員就業規程(平成27年12月1日制定)第64条に基づき、同規程第2条に規定する職員(以下「職員」という。)の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、業績表彰及び特別功労表彰とする。

(業績表彰)

第3条 業績表彰は、次の各号に掲げる者に対しこれを行う。

- (1) 公益財団法人平塚市まちづくり財団の業務に関し特に有益な発明、研究をした者
- (2) 職務に関し抜群の努力をし、その業績が特に顕著である者
- (3) 職務上危害を未然に防止し、又は変事に際し特別の功績があった者
- (4) 職員の名誉を高揚し、他の模範となる者
- (5) その他理事長が特に表彰の必要があると認めた者

(特別功労表彰)

第4条 特別功労表彰は、職員として35年以上勤務し、退職する者で、理事長が特に表彰の必要があると認めたものに対してこれを行う。

(表彰の除外)

第5条 次に掲げる者に対しては、表彰を行わない。

- (1) 自己の責めに帰すべき行為により著しくその名誉を失墜したと認められる者
- (2) 分限又は懲戒によりその職を免ぜられた者
- (3) その他理事長が表彰を不相当と認める者

(表彰状等の授与)

第6条 表彰は、第3条及び第4条による被表彰者に対しては表彰状及び記念品を授与してこれを行う。表彰を受けるべき者が表彰前に死亡したときは、その遺族に授与する。

(表彰の時期)

第7条 業務表彰は、理事長が特に定めるに日これを行う。ただし、表彰を受けるべき者が表彰前に退職するときは、退職の日にこれを行う。

2 特別功労表彰は、その者の退職の日にこれを行う。

(勤続年数の計算)

第8条 第4条に規定する勤続年数の計算については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 勤続年数は、就職の日の属する月から起算して退職の日の属する月までの勤続期間による。
- (2) 退職した後、再び就職したときは、前後の就職期間を通算する。

(3) 休職(業務傷病による休職を除く。)及び停職により現実に職務に従事することを要しない期間で1月以上にわたるものは、勤続期間にこれを算入しない。この場合において、1月未満の端数があるときは、その端数は、これを切り捨てる。

(再表彰)

第9条 この規程により既に表彰を受けた者であっても、新たに表彰の理由が生じたときは、重ねて表彰することができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。